氏 名 **酒 井 大 策**

学 位 の 専 攻 博 士 (先端マネジメント) 分 野 の 名 称

学 位 記 番 号 甲経営第6号(文部科学省への報告番号甲第491号)

学位授与の要件 学位規則第4条第1項該当

学位授与年月日 2013年9月4日

学位論文題目 わが国地方自治体におけるディスクロージャーの強化を企図した

財務報告制度の研究

-英国地方自治体の財務報告制度の考察-

論文審查委員 (主查) 教授 石原俊彦

(副査) 教授稲澤克祐

教授杉本徳栄

論文内容の要旨

1. 本論文の構成

酒井大策氏の博士学位申請論文「わが国地方自治体におけるディスクロージャーの強化を企図した財務報告制度の研究 —英国地方自治体の財務報告制度の考察—」(以下、「本論文」とする)は、わが国地方自治体におけるディスクロージャーの強化を企図した政策提言を試みた研究論文である。主たる調査研究の対象は、英国地方自治体における財務報告制度である。本論文は結論として、地方自治体の財務報告利用者にとって有益な包括的財務報告書作成の必要性を指摘している。

現状、わが国地方自治体における財務報告は現金主義会計で作成された歳入歳出決算書の公表をベースに展開されている。しかしながらその内容については、「資産等のストックに関する情報がない」「地方自治体全体の財政状況が把握しにくい」「文字情報が少なく、専門的知識を持たない一般住民にはきわめて難解」などの問題点が指摘されている。本論文では、わが国地方自治体における財務報告制度の問題点が抽出され、その解決策が、英国地方自治体における財務報告制度に関する文献調査、英国地方自治体での現地調査、実証分析などの手法を通じて探求されている。

本論文の具体的な構成は、以下のとおりである。

第1章 わが国地方自治体における財務報告制度の現状と課題

第2章 地方自治体の財務報告におけるアカウンタビリティの検討

第3章 英国地方自治体における財務報告の概念

第4章 英国地方自治体における会計実務規範を規定するフレームワーク

第5章 英国地方自治体における年次財務報告書の分析的検討

第6章 英国地方自治体年次財務報告書における IFRS 適用

第7章 英国地方自治体年次財務報告書の実証的分析

第8章 地方自治体財務報告における追加的情報の必要性

第9章 地方自治体における意思決定と情報

第10章 わが国地方自治体財務報告制度改革に向けた提言

2. 各章の概要

1. のとおり本論文は全10章から構成されている。以下、各章の要旨を示し、本博士学位申請論文の要旨とする。

第1章では、わが国地方自治体における財務報告制度の現状と課題が考察されている。わが国地方自治体では未だ現金主義・単式簿記による決算・報告を行っていることから、説明責任の履行や意思決定に資する情報提供というディスクロージャーの役割が十分に果たされていない、という現状が整理されている。現金主義会計に基づく決算書だけでは、住民は予算執行の合規性や合法性しか判断できないという限界についての認識が非常に問題であり、第1章では、これらの諸問題を解決する手立てとして、英国地方自治体における財務報告制度が有益な示唆を与えている点を指摘し、英国勅許公共財務会計協会(C1PFA)が、英国地方自治体の財務報告において果たしている役割を明らかにしている。

第2章では、エージェンシー理論に基づいて、利害関係者に説明責任を果たす際の財務報告の重要性が検討されている。その際、近年、地方自治体における地方分権や行政改革の進展の影響で、財務的アカウンタビリティの質的側面に変化が求められていることを導き、これまでの遵法性や準拠性から管理と運用に関する適切性へと、求められるアカウンタビリティと財務報告の内容が変革していることを指摘している。最少の経費や最大の効果、適正規模の自治体経営といった発想に照らせば、経営管理的な側面でのアカウンタビリティの充実が不可欠であるというのが、第2章の主張である。

第3章から第7章では、英国地方自治体における財務報告の理論・制度・実務に関する調査研究の結果が 整理されている。

第3章では、英国地方自治体の実質的な会計基準である会計実務規範(Code of Practice on Local Authority Accounting in the United Kingdom: COPLAA)が提示する概念フレームワークについて着目し、地方自治体における財務報告の基礎的諸概念の整理を行っている。COPLAA は、CIPFA およびスコットランド地方自治体会計諮問委員会(LASAAC)が公表する会計実務規範である。

第4章では、COPLAAが適切な会計実務規範である根拠を、英国地方自治体に関する法令・規則等に基づいて解明している。そして、この構造解明から、わが国地方自治体における会計基準と財務報告基準の設定方法について、今後のあるべき方向性が示唆されている。

第5章では、英国地方自治体における年次財務報告書の構成と内容が考察されている。英国地方自治体の 年次財務報告書は、発生主義・複式簿記に基づく財務諸表とその注記を基礎にして、追加的情報を含めた包 括的な財務報告書として作成・公表されている。第5章では、年次財務報告書に含まれる財務諸表以外の情 報である「序文」と「年次財務報告書に対する責任報告書」等についての考察が展開されている。ここでは 「序文」の有用性に言及し、地方自治体財務報告における記述情報の活用についての論点整理が図られている。

第6章では、2010年度より英国地方自治体に適用されている国際財務報告基準(IFRS)に関する英国地方自治体監査委員会の報告書を考察の対象としている。UK-GAAPからIFRSへの会計基準の転換のなかで、英国地方自治体の財務報告書の難易度が高まったという数多くの指摘が存在している。本章では、英国地方自治体へのインタビュー調査の内容を踏まえて、英国地方自治体におけるIFRS適用の現状と課題について考察が行われている。ここでの考察では、IFRSへの会計基準変更の影響により、年次財務報告書の理解可能性の低下が指摘されているなかで、英国地方自治体がどのようにその改善を試みているかを解明することを目的とするものである。

第7章では、英国の一層制地方自治体である55のユニタリーの年次財務報告書の分析的検討が行われている。地方自治体ごとに年次財務報告書に分量差があることが指摘されるとともに、特に注目すべき事項として、55のユニタリーという同じ範障の地方自治体間でも、序文と注記に大きな分量差があることが明らかにされている。第7章ではまた、55ユニタリーの分析結果から、ベスト・プラクティスとなる財務報告の事例

が抽出されている。これら指摘や抽出に基づいて本章では、わが国地方自治体の財務報告には、追加的情報が必要であると結論付けている。そして、追加的情報の実務をわが国地方自治体で展開する際の有益な示唆が集約されている。

第8章では、英国地方自治体におけるさらなるディスクロージャー強化の取り組みとして、CIPFAを中心に推進されている財務諸表の補足情報と補完情報についての考察が分析されている。その際、英国民間企業の実務慣行として採用されてきた OFR(Operating and Financial Review)の公共部門への適用の検討など、追加的情報に関する先進的な事例についての考察が行われるとともに、OFRの英国地方自治体の財務報告へ適用可能性について CIPFA 等が行った考察内容についての吟味が展開されている。

第9章では、財務報告の主要目的である「利用者の意思決定に資する情報の提供」のあり方が検討されている。考察の対象は、英国地方自治体監査委員会の報告書である。この報告書では、意思決定に資する情報の特性として目的適合性(Relevance)、品質(Quality)、提供方法(Presentation)の3つが掲げられている。第9章では、この3つの特性から、「財務報告の利用者の意思決定に資する情報とは何か」を検討することが重要であると結論付けている。

第10章では、第9章までの考察を踏まえて、わが国地方自治体の財務報告制度改革の道筋となる5つの提言が結論として提示されている。提言は簡潔に、①発生主義・複式簿記の導入、②会計基準の整備、③包括的な財務報告書の導入、④記述的情報の必要性、⑤利用者志向の財務報告制度の検討の必要性の5点に集約される。結論として、わが国地方自治体におけるディスクロージャーを強化するためには、利用者志向の包括的な財務報告書の提供が必要不可欠であることが言及されている。そして、将来、わが国においてかかる領域の制度設計を行う際には、①英国地方自治体における財務報告の制度、②それを支える概念フレームワーク(理論)、③具体的に展開されている実務についての詳細な分析が、とりわけ有益な示唆を与え得るということが示されている。

論文審査結果の要旨

1. 本論文の評価と貢献

本論文は、英国地方自治体の財務報告・会計実務規範等の制度と概念の整理にとどまらず、英国地方自治体財務報告関係者へのインタビュー調査、英国地方自治体の年次財務報告書の実態分析などを通じて得られた総合的な知見をもとに、わが国の地方自治体における財務報告制度改革の提言を導き出したところに特徴がある。わが国の地方自治体における財務報告制度の現状分析から課題を捉え、最終的な提言を示すプロセスで用いた各種分析手法に工夫がみられ、論文全体を体系立って展開したところは見事である。また、一連の調査研究から得られる知見は、十分に評価できる内容となっている。

また現在、わが国地方自治体の財務会計と財務報告に関する研究は、現金主義から発生主義への移行、ならびに、単体決算から連結決算への移行を主張する研究が中心となっている。これらの研究の多くは、会計処理と決算書作成の手法に焦点を当てたものが多く、基本財務諸表を基礎により有用な財務報告のあり方についての調査研究は未開拓な領域となっている。本論文はこの未開拓な領域に積極的に取り組んだ研究成果としても、高く評価することができる。

本論文の意義は、次の3つに集約できる。第一に本論文では、英国地方自治体における財務会計の制度考察を中心に、制度を支える概念や法規のフレームワークを詳細に分析している。特に2010年度からのIFRS 導入に際しての現状と課題を詳細に分析しており、この点は従来のこの分野における研究にない斬新な取り組みと評価できる。

第二に、本論文は英国地方自治体における現地調査に基づいた考察で完成されている点である。インタ

ビュー調査とその後のメール等のやり取りで渉猟された口述的な証拠資料に基づいて緻密な分析が展開されている点は、本研究における国際性をアピールしている。

第三に、本論文では、英国地方自治体の財務報告に関する緻密な調査研究結果を踏まえて、わが国地方自治体におけるディスクロージャーの充実を企図した具体的な政策提言を行っている。特に包括的な財務報告書の作成公表といった指摘は、従来の研究にはない独創的な示唆として評価することができる。もちろん、最終的に示した5つの提言については、かねてより公会計の分野で提唱されてきたものもあって、その意味では新鮮味がないものもある。各提言を導出する際に、さらにより精度を増した分析が展開されていれば、反復的な提言という色彩はなくなり、より説得力のあるものとなっていたことは明らかである。

とはいえ、財務報告制度を中心に据えて、1つの体系立った論文にとりまとめた努力とそれによる本論文の貢献は、十分に評価に値する。

2. 本論文の課題

1. のように本論文は、地方自治体における財務報告の分野に貢献をもたらす優れた研究であるが、次のような課題も残されている。

第一に、本論文の研究手法は、わが国の地方自治体における財務報告制度の課題解決のために、英国の地方自治体における財務報告制度からの知見を援用することにある。この研究手法を展開する場合、新たな財務報告制度の構築に向けて、単に英国から得た知見を単純に日本に適用することができるのかという疑問が生じる。元来、日本と英国の制度や法体系などには、大陸法系と慣習法系の違いが根底にあるからである。とくに、民間企業の会計に限らず公会計においても、英国は「真実かつ公正な概観」(True and Fair View)の考えが基本をなしている。英国の公会計でも採用されているIFRSの「財務報告に関する概念フレームワーク」にも、実はこの「真実かつ公正な概観」の考えが通底している。財務報告制度について検討する際、この点の検討は不可欠であるが、本論文では事実上、それらが検討されていない。このことが、提示された5つの提言が十二分に説得力あるものに必ずしもなり得なかった理由の1つであると考えられる。

第二に、提言2の「一般に公正妥当と認められる会計基準の策定」とのかかわりで、本論文での「一般に公正妥当と認められる会計基準」または「一般に公正妥当と認められる会計原則」(GAAP)の用語の捉え方などに若干の問題が存在する。GAAPとの関係で、本論文では、英国勅許公共財務会計協会(CIPFA)が策定する英国の地方自治体における財務報告の会計実務規範(COPLAA)を「一般に公正妥当と認められる会計実務規範」と位置付けているが、その場合には、会計原則と会計実務規範との同一性を詳細に論じる必要がある。

第三に、第8章で着目している「財務報告書における追加的情報」に関するOFRについてである。本論文では、155頁から157頁においてOFRの「7つの開示原則」を整理しているが、これらは、情報が備える条件であって、英国の公共部門におけるOFRの具体的事例ではない。いまだ、OFRの実態が英国地方自治体においてもないのであれば、OFRから導き出される知見によって、英国自治体の財務報告制度がどのような点で先例となり得ているのかを検討し、その検討からわが国地方自治体への示唆を導き出すべきである。第四に、第9章において、管理会計の視点から地方自治体における意思決定情報の有用性を指摘し、英国監査委員会の文書を説明している。やはり、この章においても、主体の説明、情報の特質などの外延的な説明、要件にとどまっており、英国地方自治体における管理会計的情報活用の実例の検証がない。当該事例を検証した上で、わが国地方自治体への示唆を導き出すべきである。

第五に、本論文における5つの提言のうち、上記の事例に関する部分、すわなち、「包括的な財務報告書の導入(提言3)」、「記述的情報の必要性(提言4)」、「利用者志向の財務報告制度の検討の必要性(提言5)」については、わが国地方自治体における現状を具体的に検証しておく必要がある。いずれも、わが国地方自

治体でいくつかの事例が存在するものであり、当該事例に対する英国地方自治体の事例の優位性を検証する ことで、本論文の提言の説得力が一層増すものと考えられる。

第六に、本論文で新たに発見された知見から期待される今後の展開として、一点指摘をしておきたい。本論文では、英国地方自治体の年次財務報告書の検討から、基本財務諸表が剰余金変動計算書、包括的収支計算書、貸借対照表、キャッシュ・フロー計算書であることが明らかにされている。英国地方自治体の年次財務諸表の実態分析から、基本財務諸表の構成要素とその順序を明らかにしたことは、本論文の1つの貢献として評価されるものである。特にこの基本財務諸表の順序として、剰余金変動計算書が第1の財務諸表として作成・開示されている点については、非常に大きな発見であるがゆえに、その理由についても掘り下げて検討すべきであった。この問題は、おのずと公会計での中心概念の1つである「Equity」との結びつきにもかかわってくる。この発見は、英国の地方自治体の財務報告制度からの知見をわが国の地方自治体の制度設計などに援用する際に、今後さらに分析・検討を進めることで、注目すべき研究成果が導き出される可能性を秘めている。

3. 審査委員会の結論

本論文には以上のように課題が残るとはいえ、これらは今後の研究の発展の方向性を示すものであり、本研究の意義と価値を揺るがすものでもなく、研究の緻密さと研究手法としての独創性を歪めるものでもない。加えて本学位申請論文の申請者である酒井大策氏は、本論文の第9章の基礎になった論文で2010年度国際公会計学会研究奨励賞を受賞するなど、学会における評価も高い。

以上により、審査委員会は2013年7月31日に実施した公開発表会を兼ねた口頭試問の結果も踏まえ、全員一致で、酒井大策氏の学位申請論文が、博士(先端マネジメント)の学位に相当する論文であると判断し、ここに報告するものである。